(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上恩方町六七九の口、六八一、七一〇の一、七六三、七六八の一、一〇三六、一二四五、一二五〇、一二五一、一二五三、三一四一の口、三一四一の八、三二〇二、南浅川町三六三三の一、小津町一二〇五から一二〇七まで、一二一六の イ、字持林五四五の一（次の図に示す部分に限る。）、五七七の一、五八四、梅郷一丁目一八九九、一九四七、柚木町二丁目九七一の二、九七五、字のめり坂一七三〇のイ、一七三三、字ひむら四七の一、字日向七八六のイ、七八七、字名坂七八八、七八九、八四〇、字八桑八四一、字数馬六九七三の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月六日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　29

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本タイル煉瓦工事工業会

(三)　変更後の代表者の氏名　矢部　晴也

(四)　変更年月日　平成二十七年五月十四日

○国土交通省告示第三百十九号

新千歳空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　新千歳空港　北海道千歳市

三　変更した事項（変更前の事項については、昭和六十一年運輸省告示第百十一号及び昭和六十三年運輸省告示第二百五十七号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　七百二十五万八千七百七十一平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を東京航空局新千歳空港事務所において縦覧に供する。

○国土交通省告示第三百十八号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる者が行う講習を、既存住宅状況調査技術者講習として登録したので、同告示第十九条第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年四月六日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録年月日　平成二十九年三月二十七日

(二)　登録番号　第二号

(三)　氏名又は名称　公益社団法人日本建築士会連合会

(四)　住所　東京都港区芝五丁目二十六番二十号　建築会館五階

(五)　法人である場合の代表者の氏名

三井所清典

(六)　既存住宅状況調査技術者講習事務を行う事務所の名称　公益社団法人日本建築士会連合会

(七)　既存住宅状況調査技術者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区芝五丁目二十六番二十号　建築会館五階

(八)　既存住宅状況調査技術者講習事務を開始する年月日　平成二十九年四月一日

(九)　既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名

中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、青木　清美、川崎　修一、田中　克之、大石　佳知、加藤　剣